

火薬類取締法に基づく事務の取扱いに関する訓令

[最終改正 令和2.12.25 京都府警察本部訓令第25号]

(概要)

この訓令は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）、火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）に基づく事務の処理について必要な事項を定めたもので、昭和41年12月16日から施行しています。